

諏訪市福祉医療費給付金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月23日

諏訪市長

金子ゆかり

## 諏訪市規則第 19 号

### 諏訪市福祉医療費給付金条例施行規則の一部を改正する規則

諏訪市福祉医療費給付金条例施行規則（平成 15 年諏訪市規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項に規定する受給者証の有効期限前に条例第 5 条第 2 項の給付金の受給者資格を喪失する日が到来するときの受給者証の有効期間は、第 1 項の規定にかかわらず、当該受給者資格を喪失する日の前日とする。

第 7 条中「第 6 条第 6 号」を「第 6 条第 7 号」に改め、同条ただし書中「第 5 号」を「第 6 号」に改める。

様式第 2 号の 2 中「助成あり」を削る。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 7 条の改正規定は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この規則による改正後の諏訪市福祉医療費給付金条例施行規則第 7 条の規定は、令和 8 年 8 月 1 日以後に療養の給付又は療養費の支給を受けた者について適用する。
- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の諏訪市福祉医療費給付金条例施行規則の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。